

船舶	船舶法（明治三十二年法律第四十六号） 第四条から第十九条までの適用を受ける 鋼船		
	漁船	総トン数が五百トン以上のもの	一二
		総トン数が五百トン未満のもの	九
	油そう船	総トン数が二千トン以上のもの	一三
		総トン数が二千トン未満のもの	一一
	薬品そう船		一〇
	その他のもの	総トン数が二千トン以上のもの	一五
		総トン数が二千トン未満のもの	
		しゅんせつ船及び砂利採取船	一〇
		カーフェリー	一一
		その他のもの	一四
	船舶法第四条から第十九条までの適用を 受ける木船		
	漁船		六
	薬品そう船		八
	その他のもの		一〇
	船舶法第四条から第十九条までの適用を 受ける軽合金船（他の項に掲げるものを 除く。）		九
	船舶法第四条から第十九条までの適用を 受ける強化プラスチック船		七
	船舶法第四条から第十九条までの適用を 受ける水中翼船及びホバークラフト		八
	その他のもの		
	鋼船	しゅんせつ船及び砂利採取船	七
		発電船及びとう載漁船	八
		ひき船	一〇
		その他のもの	一二
木船	とう載漁船	四	
	しゅんせつ船及び砂利採取船	五	
	動力漁船及びひき船	六	
	薬品そう船	七	
	その他のもの	八	

	その他のもの	モーターボート及びとう載漁船	四
		その他のもの	五
航空機	飛行機	主として金属製のもの	
		最大離陸重量が百三十トンを超えるもの	一〇
		最大離陸重量が百三十トン以下のもので、五・七トンを超えるもの	八
		最大離陸重量が五・七トン以下のもの	五
		その他のもの	五
	その他のもの	ヘリコプター及びグライダー	五
		その他のもの	五